

## 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例案の構成

## 前 文

少子化の進行に対し、子育てなどの不安を取り除き、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境づくりは本道の重要な課題であり、社会全体で総合的に出産や子育て、子どもの成長をしっかりと支えることができる社会を目指し、子どもの未来に夢や希望が持てる活力ある北海道の実現のため、道民の総意として条例を制定する。

## 目 的 (第1条)

この条例は、社会全体で少子化対策を推進するため、少子化対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに道及び事業者の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境を整備し、もって子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現に資することを目的とする。

## 定義 (第2条)

この条例において、「少子化対策」とは、目的の達成に向けて行う全ての取組をいう。

## 少子化対策の基本理念 (第3条)

「安心して生み育てることができる環境」と「子どもが健やかに成長できる環境」づくりを目指して大事にすること

- ①子どもの権利及び利益の尊重
- ②すべての子どもと家庭への支援
- ③社会全体による相互連携
- ④総合的な施策の推進（あらゆる分野の相互連携）
- ⑤地域特性を踏まえた取組
- ⑥個人の価値観の尊重

## 責務及び役割 (第4～6条)

## ①道の責務

- 少子化対策を総合的かつ計画的に策定、実施
- 国、市町村、事業者、関係団体等と密接な連携

## ②事業者の責務

- 家庭と仕事の両立ができる雇用環境の整備
- 道の少子化対策に協力

## ③道民の役割

- 安心して子どもを生み育てられる社会の実現に関心と理解を深め、道の少子化対策に協力

## 少子化対策の推進に関する基本的施策 (第8～21条)

- ①社会全体による取組の促進（少子化対策の意義、目的等の理解の促進、相互連携の体制整備等）
- ②子どもの権利及び利益の尊重（子どもの権利尊重の普及啓発、子どもの意見等の社会反映等）
- ③地域における子育て支援体制等の充実（相談体制、地域活動等子育て支援体制の充実、ひとり親、養育に恵まれない子ども、障害のある子どもなどへの支援体制の整備等）
- ④保育サービス等の充実（特別保育事業、地域の相互援助活動、放課後児童健全育成事業の充実等、保育所幼稚園の連携、保育士等の資質向上の促進等）
- ⑤雇用環境等の整備（育児休業制度等各種制度の普及、家庭との均衡のとれた働き方の啓発、若年者の就業支援等）
- ⑥母子保健医療体制等の充実（母子保健医療サービス、周産期医療等の提供体制の整備等）
- ⑦児童健全育成等の促進（児童館等の活動促進、文化環境等の整備、食育の推進、性や喫煙等の正しい知識の普及等）
- ⑧児童虐待防止対策の充実（未然防止、早期発見、被虐待児童の保護・支援体制の整備等）
- ⑨教育環境の整備（次代の親づくり、家庭教育支援、いじめや不登校への対応等）
- ⑩生活環境の整備（子育て家庭に配慮した住環境の整備、安全・安心なまちづくり等）
- ⑪経済的負担の軽減（乳幼児並びに母子家庭及び父子家庭の医療に係る措置等）
  - 推進体制の整備（庁内推進体制の整備について規定（少子化対策推進本部））
  - 財政上の措置（少子化対策の推進に関する道の財政上の措置（努力）を規定）
  - 公表（少子化対策の推進状況等の公表等）

## 条例実施計画 (第7条)

- 少子化対策の目標及び内容等
- 策定時の道民及び審議会意見の聴取反映
- 策定時の公表

## 北海道子どもの未来づくり審議会 (第22～29条)

- 知事の諮問に応じ、少子化対策の推進に関する重要事項を調査審議
- 少子化対策の推進に関し必要と認める事項を知事に建議